那須塩原市キャッシュレス決済推進及び
プレミアム付商品券発行事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1　概要

(1) 業務の名称

那須塩原市物キャッシュレス決済推進及びプレミアム付商品券発行事業業務

(2) 業務の目的及び内容

別紙仕様書に記載のとおり。

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで。

(4) 提案上限額

２４０，０００，０００円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

ただし、ポイント還元費については１００，０００千円（消費税、地方消費税を含まない）以上、商品券のプレミアム分原資については、９０，０００千円（消費税、地方消費税を含まない）とする。また、キャッシュレス決済ポイント還元事業に付随する省エネ家電購入促進事業に係るキャッシュバックの原資は５，０００千円以上とする。事務費は、提案限度額から各事業の還元費及び原資を除いた額の範囲内とする。

※受託者が本業務を執行するにあたって必要となる一切の費用を含む。

(5) 担当部署及び書類提出先

那須塩原市産業観光部商工振興課商業係

〒325-8501　住所：栃木県那須塩原市共墾社108番地2

電話：0287-62-7154　　E-mail：shoukou@city.nasushiobara.tochigi.jp

2　応募者の資格要件

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。

(3) 那須塩原市建設工事請負業者等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、開始手続の決定後、那須塩原市入札参加資格再認定を受けていること。

(5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。併せて、

同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。

3　公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

事業公募開始	令和7年4月24日(木)
参加申請書提出期限	令和7年5月14日(水) 正午まで
質疑書提出期限	令和7年5月14日(水) 正午まで
質疑回答	令和7年5月21日(水)
企画提案書提出期限	令和7年6月3日(火)正午まで
審査結果通知・公表	(予定)　令和7年6月13日(金)

(2) 参加申請書の提出

本件に参加する場合は、参加申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

ア　提出期限

令和7年5月14日(水)正午まで(必着)

イ　提出書類

①参加申請書(様式第1号) 代表者印を押印したもの1部

②参加資格要件確認書(様式第2号) 1部

ウ　提出方法

持参又は郵送による。持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。

また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

エ　提出先

1(5)に同じ。

オ　参加辞退

参加表明後、都合により辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式第3号)を提出すること。なお、参加辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

(3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書(様式第4号)により受け付ける。

ア　提出期限

令和7年5月14日(水)正午まで(必着)

イ　提出先

1(5)に同じ。

ウ　提出方法

電子メールで質疑書を添付し送付すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名:キャッシュレス決済推進及びプレミアム付商品券発行事業_送信年月日[yyyymmdd]_(参加者名)

【例】キャッシュレス決済推進及びプレミアム付商品券発行事業_20250424_株式会社△△△△

エ　質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った全ての事業者に回答書を添付した電子メールを送信する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ　質疑回答予定日

令和7年5月21日(水)

(4) 企画提案書等の提出

ア　提出期限

令和7年6月3日(火)正午まで(必着)

イ　提出書類

①企画提案書表紙（様式第5号）

②企画提案書（任意様式）

・企画提案書は、すべて片面印刷、Ａ４用紙とし、複数ページとなる場合は、ページ番号を付すこと。

・企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。

・内容は(5)のとおり。

③会社概要書（様式第6号）

④履行実績等（様式第7号）

・ 履行実績等の添付書類については、すべて片面印刷とし、可能な限りＡ４サイズとすること。ただし、やむを得ずＡ３サイズとする場合は、片袖折りをしてＡ４サイズにあわせること。

⑤業務実施体制図（様式第8号）

⑥見積書及び内訳書（任意様式）

・ポイント還元費と事務費の内訳が分かるような内容とすること。

ウ　提出部数

正本１部、副本４部

※正本の企画提案書表紙に代表者印を押印すること。

※見積書は、企画提案書の正本にのみ添付すること。

エ　提出方法

正本及び副本は、持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

※提出書類は電子メール等（ファイル転送サービスでの送付も可）でも送付すること。ＰＤＦ形式とし、送信後は送達確認の電話をすること。

オ　提出先 1(5)に同じ。

(5) 企画提案書の内容

企画提案書には、本書及び仕様書等を参考に以下の項目について記載すること。

ア　実施体制及びスケジュール

イ　キャッシュレス決済事業者の選定理由及び効果

ウ　利用者及び事業者への対応

エ　広報

オ　効果検証

カ　独自提案(任意)

４　評価方法

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

ア　提出された企画提案書及び見積書について、別表「評価基準」に定める評価基準により書面審査を行う。(本プロポーザルにおいては、プレゼンテーションは行わない。)

イ　評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。

ウ　能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

(3) 結果通知

評価結果は、令和7年6月13日(金)に書面による通知を発送する予定である。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

５　契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された価格提案書の記載額で契約を行う。

ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

6　その他

(1) 企画提案書の提出後、提案者が「2 応募者の資格要件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。

(2) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。

(3) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された資料は、返却しない。

(5) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。

(6) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。